### 消防計画作成(変更)届出書

知多南部消防組合消防本部消防長 殿		年 月 日	
防火 防災	管理者		
生_	所		
氏	名		
別添のとおり、 防火 管理に係る消防 す。	計画を作成(変更	更) したので届出ま	
管理権原者の氏名			
<ul><li>(法人の場合は、名称及び代表者氏</li><li>名)</li></ul>			
防火対象物			
又はの所在地			
建築物その他の工作物			
防火対象物			
又は の名称 の名称 の名称 の名称 は できまる アンドラ アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ アンディ			
(変更の場合は、変更後の名称)			
防火対象物			
又はの用途		令別表第1	
建築物その他の工作物		( )項	
(変更の場合は、変更後の用途)			
その他必要な事項			
(変更の場合は、主要な変更事項)			
※受付欄	*	· 終経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「防火

- 2 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

防火・防災管理対象物の概要									
防火・防災管理対象物の業態									
建築構造	造 地上 階 地下 階								
敷地面積	m²								
建築面積	m²								
延べ面積	m²								

種別 階別	構造	用途	床面積
階	造		m²
階	造		m²
階	造		m²
階	造		$m^2$
階	造		$m^2$
階	造		m²
階	造		$m^2$
階	造		m²
階	造		m²

地	震阝	方 災	規	程	送	付	書		
							年	月	日
	殿								
		住 所							
		<u> </u>	(法人	にあっ	ては	、主た	.る事務原	所の所在地	ī)
		氏 名							
		<del>1</del> 1	(法人	にあっ	っては	、その	名称及び	び代表者の	氏名)
作	戓								
地震防災規程を		で、大規	規模地類	震対策	特別	措置法	第8条第	第2項の規	定に
変り より送付します。	史								
施設又は事業の名称									
	(_1_+1=	ᄨᄱᄛᅭ	1. 64: A+ F	™₩₽₽	) <del>                                     </del>	0 <i>/2 //</i> *	1 TE 65	ロきたい	\
	(入規)	関地震メ	小東行為	刊ቸ直	. 佐弗	8 采男	1項第	号該当	)
施設の場合にあっては									
当該施設の所在地									
施設又は事業の概要									
	住 所								
連 絡 先	担当の					電話			
	名 称					番 号			

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第3(第2条第	3
南淮	事トラフ地震防災規程送付書
	年 月 日
	殿
	住 所
	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
南海トラフ地震防	作成 災規程を したので、南海トラフ地震に係る地震防災対策の
推進に関する特別技	変更 昔置法第8条第2項の規定により送付します。
施設又は事業の名称	(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第8条第1項第 号該当)
施設の場合にあっては 当該施設の所在地	
施設又は事業の概要	
連絡先	住 所
度 裕 尤	担当の 電 話

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

## 消防計画

(目的)

**第1条** この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

#### (消防計画の適用範囲)

**第2条** この計画は、当該施設に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての者に 適用する。

#### (防火管理者の権限と業務)

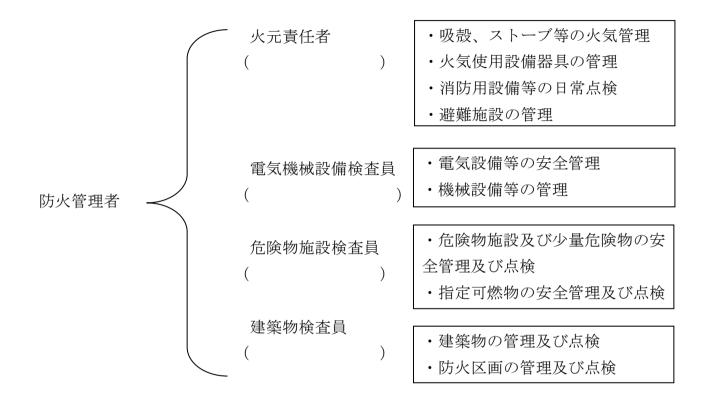
- **第3条** 防火管理者は、この計画について一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。
  - (1) 消防計画の作成、変更及び提出(改正の都度)
  - (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への訓練の通報、指導要請
  - (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
  - (4) 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
  - (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
  - (6) 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
  - (7) 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
  - (8) 法令に基づく関班機関に対する報告及び届出等
  - (9) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務(収容人員の適正化、増築等の工事中の場合の立会いその他火気使用取扱いの監督等)

#### (消防機関への連絡等)

- **第4条** 防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。
  - (1) 消防計画の提出
  - (2) 建築物の模様替え、諸設備の設置等に係る事前連絡及び諸手続
  - (3) その他法令等に基づく報告、届出等及び訓練指導要請

#### (予防管理組織)

- **第5条** 当該施設の火災予防の徹底を図るため防火管理者を置き、その下に火元責任者 及び検査員を置く。
- 2 前項の組織及び任務分担は、次のとおりとする。



#### (建物等の自主点検、検査)

第6条 日常点検を始めとする建築物等、火気使用設備器具、機械電気設備、危険物施設、消防用設備等の自主点検及び検査は、別に定める点検検査表に基づき、次により実施する。

点検						検	査	5	夷	施	月	日	
日常点検							随		眹	Ē			
建築物等       大気使用設備器具       機械電気設備	建		築	物	J	等							
	火	気値	き 用	設(	備 器	: 具				Я			月
	Л												
	危	険	物	施	設	等							
消防用設備等自主点材	消防用設備等自主点検								月			月	

#### (消防用設備等の法定点検)

**第7条** 消防用設備等の維持管理を図るために、消防法第17条の3の3に基づき、消防 用設備等の法定点検を次の区分により実施する。

機器点検	機器点検					
/戏俗	総合点検					
月	月					

#### (点検検査の記録及び報告)

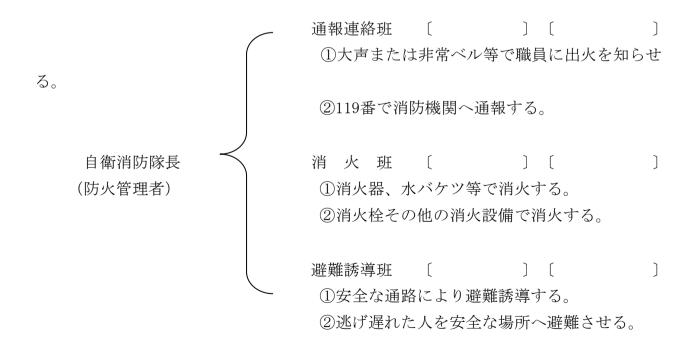
**第8条** 点検、検査の結果は、その都度防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の法定点検の結果については、\_\_\_\_年に1回消防長に報告しなければならない。

#### (不備欠陥等の整備)

**第9条** 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときは、管理 権原者に報告し、改修を図らなければならない。

#### (自衛消防隊)

- **第10条** 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊 を置く。
- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。



3 夜間、休日等における自衛消防組織の編成においては、初動体制に支障のないように特に留意するとともに、災害活動は人命安全を最優先として行うこと。

#### (震災対策)

- **第11条** 火元責任者は、第6条に定める検査に合わせ、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 火元責任者は、地震時において火気使用設備を停止させ、及びその安全確認を行った後、使用する。

#### (地震予知対応策)

- 第11条の2 地震予知の対応策は次のとおりとする。
  - (1) 情報の収集伝達等
    - ア 東海地震注意情報時から警戒宣言発令時までの措置
      - ① 東海地震注意情報を知った職員は、直ちに管理権原者に報告し管理権原者は、テレビ・ラジオ等を通じて情報確認のうえ園内にいる職員に(暗号によ
        - り) その事実を知らせ、警戒宣言発令時に備え、職員(自衛消防組織)の任務の確認、指示等を行う。
      - ② 東海地震注意情報の伝達は、混乱防止に十分配慮して放送等により、次に定める放送文例等をもって伝達を行う。

#### 東海地震注意情報発表時

各先生に東海地震に関連する情報をお知らせいたします。只今、東海地震注意情報が発表されたとのニュースが入りました。この東海地震注意情報は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつく可能性が大きいと思われる時点で発表されます。今後、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

#### イ 警戒宣言発令時

- ① 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたことを知った職員は、直ちに管理権原者に報告し、管理権原者は、園内にいる職員に(暗号により)その事実を知らせる。
- ② 警戒宣言発令の保護者への伝達は、職員(自衛消防組織)が配置についた時点で、通常の伝達手段により、次に定める例文等をもって伝達を行う。

#### 警戒宣言発令時

保護者の方にお知らせいたします。本日〇時〇分、東海地震についての警戒宣言が発令されました。警戒宣言の内容は、只今から数時間から2~3日以内に東海地方を中心する地震が発生する恐れがあるとのことです。

保護者の方は、状況に応じてお迎えをお願いします。

#### (2) 園児の避難安全対策

あらかじめ地域の実態に即した具体的避難計画を定め、保護者及びその他の関係 機関に周知しておくものとする。

- ア 保育中に東海地震注意情報が発表された場合は、保育を中止し、速やかに保育 園児を保護者に引き渡すものとする。
- イ 園児が登降園中に東海地震注意情報が発表された場合は、速やかに帰宅するよう保護者に指導する。
- ウ 園児等が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合は、休園とする。
- エ 上記の休園措置は、判定会が開催され、観測地の異常が大地震に結びつかない と判定された場合、又は警戒宣言が解除されるまでの間継続する。

#### (3) 警戒宣言時の活動

職員(自衛消防組織)は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、管理権 原者の指揮下に、次に定める応急対策を行う。

対	応	内	容		担当	責任者	
保護者等への情	青報伝達	(		)			
出火防止措置				(		)	
火気使用器具の使用停	〕止、 ホ゛イラー等	の停止、燃料停止	上の確認、燃料タンクの	固定•			
停止確認、LPG等の固	<b>旦定確認</b>						
水のくみおき、	給食に必	要な物質	その準備 しゅうしゅう	(		)	
退避誘導				(		)	
園児等の整理誘	導・避難場	所及び避	難経路の指え	<b>i</b>		)	
消防用設備等の	り点検、作	動確認		(		)	
器具等の転落落	客下防止			(		)	
非常持出品の資	<b>準備</b>			(		)	
その他必要な打	<b>昔置</b>			(		)	

#### (4) 避難

ア 当園の指定避難場所は、\_\_\_\_\_\_\_である。管理権原者は、指定避難場所の位置及び当園からの避難経路を示す図面を園内に掲示するほか、警戒宣言が発せられたとき園内にいる職員に対し、指定避難場所の位置及び当園からの避難経路、方向を知らせる。

#### (5) 時間外の対策

門限後(保育時間外)に警戒宣言が発せられたときは、当直者は、(3)に掲げる対策をとる。(対策をとった後、防火区画又はシャッターを閉め、園児等を誘導して、指定避難場所へ避難する。)

#### (6) 教育、訓練及び広報

- ア 管理権原者は、職員に対して地震防災上必要な教育を行うほか、職員に知多 南部消防組合消防本部及び町等が行う防災教育を受けさせる。
- イ 管理権原者は、大規模な地震に係る防災訓練を年1回以上行うとともに、職員を知多南部消防組合消防本部及び町等が行う防災訓練に参加させる。

南海トラフ地震防災規程

(南海トラフ地震対策)

**第11条の3** 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は、次のとおりとする。

þ	也震防災	隊【災害対	対策本部等】	組織表	:	
地震防災隊長			情報収集	連絡班		
【防火管理者】			(	)	(	)
(	)					
			避難誘導	班		
地震防災副隊長		<u>I</u>	(	)	(	)
(	)					

#### (1) 隊長等の権限及び業務

隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津 波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南 海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時は、次の措 置を講ずるものとする。

- ア 情報収集連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震 警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集にあたらせること。
- イ 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地 震警戒、巨大地震注意)が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該 施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- ウ 避難誘導班に園児等の避難誘導にあたらせること。
- エ 園児を〔 〕に集合させ避難させること。
- オ 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発 生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- カ 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

#### (2) 職員の責務

南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時及び南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

#### (3) 情報収集連絡班の業務

情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- ア 隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- イ 隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地 震警戒、巨大地震注意)に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情 報を、次項に定める手段を用い、保護者、その他の職員に伝えること。
- ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた保護者等に対する 情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地 震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意するこ と。

#### (4) 避難誘導班の業務

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- ア 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表又は隊長の指示に基づき、速やかに別図の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- イ 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、園児等を避難誘導すること。
- ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生 防止に努めること。
- エ 園児等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- ア 隊長は必要に応じて職員を参集し地震防災隊を立ち上げ、情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- イ 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にそ の旨及び必要な措置について周知すること。
- (6) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の体制 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時は以下の措置を講ずるものとす る。
  - ア 災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
  - イ 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、園児等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は(4)に準ずる。
- (7) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の体制 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された際には以下の措置を講ず るものとする。

ア 災害応急対策に係る措置としては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間を、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

イ 各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

#### (8) その他不測の事態

隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画のとおりに 活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができ る。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

(9) 各班の長は、班がこの消防計画のとおりに活動することが困難又は適当でない と判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるもの とする。

#### (10) 訓練

隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関班機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ア 情報収集・伝達に関する訓練
- イ 津波からの避難に関する訓練
- ウ その他前各号を統合した総合防災訓練

#### (11) 教育

隊長が職員等に対して行う教育は次による。

- ア 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出 された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- オ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出 された場合に職員等が果たすべき役割
- カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後地震対策として今後取り組む必要のある課題

#### (12) 広報

隊長が保護者等に対して事前に行う広報は次による。

- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出 された場合に出火防止、救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とる べき行動に関する知識
- ウ 正確な情報入手の方法
- エ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- オ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- カ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- **第12条** 防火管理者は、職員の防火知識の向上と消防技術及び警戒宣言にかかる対応措置の向上を図るため、次により防災教育を行う。
  - (1) 防火教育 年1回以上
  - (2) 総合訓練(消火・避難、通報) 年2回以上
  - (3) 防災訓練 年1回以上
- **第12条の2** 総合訓練を実施する場合は、消防訓練通知書により、あらかじめ消防機関に通知するものとする。

### 附則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

## ※ 防火管理上必要な業務の一部委託の有無

常駐方式	巡回方式	遠隔移報方式	
□初期消火	□初期消火	□初期消火	
□通報連絡	□通報連絡	□通報連絡	
口その他	□その他	口その他	
受託者の氏名及	び住所等		<del>一</del> 部
氏名			委託な
住所			L L
電話番号			

	防火点検日誌(日常点検)											
										月分		
<b>1</b> 1		○防火戸・防 火戸・火戸・防 の変が、 場に を の変が 場に は ないか	ないか	なる物品等は ないか	〇なのなが ・ を を を を のなが上、なびが上、なびがに を で のながよれます。 で に に に に に に に に に に に に に	○縦穴区画内 に延焼拡大の 要因になる物 品はないか	は催実か	○消防用設備 等の操作障害 及び視認物品 とないか	〇電気気 ・ガスは 等の気使用がない が、ないが が、でいない がいないが でのないが でいないが でいないが でいないが のこれははないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれはないが のこれが のこれが のこれが のこれが のいのである。 のいのではないが のいのである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいである。 のいでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもので	〇内装等の改 装工事におけ る防火管理は 適正に行われ ているか	備考	検査員
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
	12											
	14											
	15											
	16											
	17											
	18											
	19											
	20											
	21											
	22											
	23											
	24											
	25											
	26											
	27											
	28											
	29											
	30											
	31											
									確認印	防	火管理者	

# 建築物等の自主検査表

		点検実	€施日		月	日	点検実施	施日		月	日
区 分	点 検 項 目	点検		責任			点 検		責任		
		者 判定		<u>│</u> 者 │ 備	 考		者 判定		<u>者</u> 備		
	可燃物が放置されていないか										
建物周囲	避難上、消火活動上有効な通路や空地が 確保されているか										
	防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか										
防火区画	防火戸等の変形、破損はないか										
	防火戸等はスムーズに開閉するか										
	避難の妨げとなる物品等はないか										
非常口	誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか										
廊下	非常口は容易に開閉できるか										
階 段 避難通路	床面につまずき、すべり等の発生要因はな いか										
防炎物品	カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか										
	(防炎防火対象物の場合)										
	喫煙は指定された場所で行っているか										
	吸殻の始末は適切か										
	火気使用設備、器具に異常はないか										
火気管理	火気使用設備、器具は、指定された場所以 外で使用していないか										
	厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されて いるか										
	施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常は ないか										
危険物	標識に破損、汚れ等はないか										
	可燃物が放置されていないか										

判定欄の記号 ○~良 ×~不良 ⊗~改修済

(注)自主点検は、6ヶ月に1回以上点検する。

# 消防設備等の自主検査表

	区分	点検項目	点検実施	施日 年 責任	月日	点検実施 点 検	日 年 責 任	月	日
			者	者		100	者		
			判定	備	考	判定	備	考	
消火設備	1 油火夫 1	階ごとに適正な位置に設置されているか							
		変形、破損、腐食等の異常はないか							
		標識の破損、汚れ等はないか							
	屋内消火栓 屋外消火栓 (補助散水 栓)(移動粉 末)	扉の開閉および操作を妨げる物品等はない か							
		ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか							
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか							
		ポンプ室のバルブ等は、適正な開閉状態に なっているか							
警報設備	非常ベル等	ベル等の音量は適正か							
		起動スイッチは正常か							
		ベル・スピーカーの変形、脱落等はないか							
		放送の階選択、一斉放送等の操作機能等 は正常か							
		感知器に変形、破損はないか							
		間仕切の変更等による感知器の未警戒部 分はないか							
		発信機の周囲に障害物はないか							
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか							
		受信機のスイッチは、正常な位置にあるか							
		ベルは停止状態になっていないか							
		警戒区域図は、受信機の付近に設置してあるか							
	火災通報 装置	通報装置の周囲に障害物はないか							
		メッセージに変更はないか							
避難設備	避難器具	操作に障害となる物品等はないか							
		容易に接近できるか							
		降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等 の障害物はないか							
		降下場所の周囲及び避難路が確保されてい るか							
		取付場所の窓等は容易に開放できるか							
		標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか							
		器具の破損、腐食等はないか							
	誘導灯	表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか							
		内蔵バッテリーによる点灯は正常か							
		照明器具、装飾品等で見えにくくなっていな いか							
		器具の破損、腐食等はないか							
		室内のレイアウト等の変更により、設置位置 が不適切となっていないか							
			_	_					

判定欄の記号 ○~良 ×~不良 ⊗~改修済 (注)自主点検は、6ヶ月に1回以上点検する。 18